

国立民族学博物館民族学資料利用規則

平成19年5月15日
規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立民族学博物館民族学資料取扱規程（以下「取扱規程」という。）

第4条第2項の規定に基づき、国立民族学博物館（以下「本館」という。）情報管理施設が保管する民族学資料（以下「資料」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(資料の利用方法)

第2条 資料の利用方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特別利用 人間文化研究機構資料特別利用規程第2条に規定する特別利用
- (2) 貸出 本館の館内利用に限定して資料を貸し出すこと。ただし、文献図書資料の貸出に関しては、国立民族学博物館図書室利用細則に基づくものとする。
- (3) 熟覧・閲覧・視聴 本館が指定する場所において資料を調べ読み見聴きすること。
- (4) 貸付 他の博物館又は大学等における展示等を目的とした利用のために資料を貸すこと。
- (5) 事業利用 本館が行う事業の用途に資料を供すること。(貸付に該当する場合を除く)
- (6) 研究教育利用 館外で行う研究及び教育の用途に資料を供すること。(事業利用に該当する場合を除く)
- (7) 文献複写 文献図書資料を複写機をもって写し取ること。
- (8) 相互協力 図書館間で文献図書資料の貸し借りをを行うこと。

2 前項各号の利用方法に関する事項は、別に定める。

(利用者の範囲)

第3条 利用者の範囲は、原則として資料の利用を希望する者とする。ただし、前条第1項に規定する資料の利用方法により、利用者の範囲を制限することがある。

(利用の業務を行う時間)

第4条 資料の利用の業務を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 館長が特に必要と認めた場合は、前項に定める時間を変更することができる。

(利用の業務を行わない日)

第5条 次の各号に掲げる日においては、利用の業務を行わないものとする。ただし、文献図書資料の利用の業務を行わない日に関しては、国立民族学博物館図書室利用細則に基づくものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月28日から1月4日まで）
- (4) その他館長が特に必要と認めた日

(利用の制限)

第6条 次の各号に掲げる場合においては、資料の利用を制限することができる。

- (1) 資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号に掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間
- (3) 資料の利用により、当該資料の保存に悪影響が生ずると認められる場合
- (4) 著作権処理の問題など、やむを得ない事情により資料の利用を制限する必要があると認められる場合
(本館が複製権を有する資料の利用)

第7条 本館が複製権を有する資料の利用については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本館が複製権を有する資料の利用は、当該資料の複製物によるものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めた場合は、資料の原版を利用することができる。
(参考調査)

第8条 資料に関する質問及び調査依頼については、取扱規程別表の資料の区分に従い、所掌課が回答するものとする。

(亡失・汚損)

第9条 利用者が資料を亡失又は汚損したときは、当該利用者はただちに館長に申し出なければならない。

- 2 館長は、前項に掲げる亡失又は汚損が、利用者の故意又は過失によるものであると認めるときは、利用者に弁償を求めることができる。

(利用停止等の措置)

第10条 館長は、不都合な行為のあった者に対して、利用停止等の措置をとることができる。

(目録等の配備)

第11条 資料の利用に供するため、資料の目録及び本規則を常時資料利用施設内に備えつけるものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 本館の管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に定めるもの。）は、取扱規程第3条に定めるものをいう。

- 2 資料に、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、公文書等の管理に関する法律施行令（平成

22年政令第250号)第6条第1項第5号に基づき、当該個人情報の漏えい防止のため、以下の措置を講ずる。

- (1) 資料保存のための設備の施錠その他物理的な接触の制限
 - (2) 資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置
 - (3) 本館の職員に対する教育・研修
 - (4) その他必要な措置
- （雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、資料の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。